

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める 障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者(以下「これらに準ずる者」という。)の認定に関する取扱いについて定めるものとする。

(認定基準)

第2条 「これらに準ずる者」とは、次に掲げる者のうち、市長の認定を受けたものとする。

- (1) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所を除く。)
- (2) 国において、前項の障害者就労施設等に準じて取り扱うこととされている者

(認定申請等)

第3条 これらに準ずる者として認定を受けようとする者は、「認定申請書(別記第1号様式)」を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項により提出のあった申請書の内容について、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の21の定めるところにより認定するものとする。

(認定結果・公表)

第4条 市長は、前条第2項の基準に基づいて認定を受けた者について名簿を作成し、公表するものとする。

(認定基準非該当の届出)

第5条 認定を受けた者が、第2条の認定基準に合致しなくなった場合は、速やかにその旨を市長に文書により届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合、認定を取り消すものとする。

(実地調査等)

第6条 市長は、認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容について実地に調査し、又は説明を求めることができる。

2 前項の実地調査等の結果、申請書又は添付書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合、市長は認定を取り消すことができる。

(庶務)

第7条 この要領に関する事務は、宇部市障害福祉課において処理する。

附 則

この要領は、令和元年11月15日から施行する

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式

認定申請書

年 月 日

宇部市長 様

所在地
名称
代表者氏名

「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領」第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。

担当者	部署 職・氏名	
	連絡先	電話 Fax Mail
会社概要	営業種目	
	入札参加 資格番号	
登録物品 又は役務	物品・役務 の 内容	

<添付書類>

- 1 定款（個人事業主は除く）
- 2 会社概要（パンフレット）
- 3 取扱要領第2条に該当することを証する書類
 - ・特例子会社の場合は厚生労働大臣の認定証の写し
 - ・重度障害者多数雇用事業所の場合は「障害者雇用状況計算書」